

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.028

処 分 名	計画道路がある場合の容積率の例外許可
処 分 の 概 要	建築基準法第52条第10項により、建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、当該計画道路を建築基準法第52条第2項の前面道路とみなして、容積率の各規定が適用されます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第10項 ・昭和59年4月19日建設省通達住街発第32号 「計画道路の沿道における土地利用の高度化のための措置について」 ・昭和59年4月19日建設省通達住街発第33号 「建築基準法第52条第7項の許可準則に関する技術基準について」
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：一件につき 160,000円

■ 建築基準法

(容積率)

第五十二条

1～9 (略)

10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第四十二条第一項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第二項の前面道路とみなして、同項から第七項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

11～15 (略)

根拠法令及び
関係法令等の抜粋